

# 平成19年度第4回熊本県環境影響評価審査会

## 議事概要

### 1 日時

平成20年1月24日(木) 午前9時から午後5時10分まで

### 2 場所

熊本県庁行政棟新館2階多目的AV会議室

### 3 出席者

#### (1) 熊本県環境影響評価審査会

北園会長、板楠委員、植田委員、河上委員、木田委員、古賀委員、小島委員、高添委員、寺崎委員、中野委員、福田委員、矢野委員、渡邊委員  
(13人全員出席)

#### (2) 事務局(熊本県環境生活部環境政策課)

坂本課長、福留審議員、内東主幹、東参事、工藤参事、竹田参事

#### (3) 傍聴者等

傍聴者 24人

報道関係者 テレビ(KKT, KAB, NHK) 新聞(熊日、朝日、毎日)

### 4 議題

「株式会社IWD東亜熊本最終処分場事業」環境影響評価準備書について

### 5 議事概要

事務局(環境政策課)から、今回の事業概要の説明並びに熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明した後、審査会意見等意見のとりまとめ及び意見の骨子の整理について審議が行われた。主な質疑等については、以下のとおり。

#### 【全般的事項及び事業計画に関する事項】

委員

まず、全般的事項及び事業計画に関する事項について審議をお願いする。まず資料の1頁について意見をお願いする。

委員

準備書の3頁のところだが、水俣エコタウンプランと事業そのものが関連があるような誤解を与えようと思う。ここはこの処分場がどういうものか。事業者がどういう考えを持って行うかを最初に示

さなければ行けないところだ。ぜひ意見としてあげてもらいたい。あの図は水俣市に関する部分だけだ。周辺の熊本県及び南部九州各県からの搬入物を持ち込むという図にはなっていない。極めて作為的と思わざるを得ない。

委員

以前、鹿児島県に管理型処分場がないということで、管理型の廃棄物は、熊本県の方に流れてきていた。当然、最終処分場を作るとなったら、地域をまたぐということは当然あることであって、この3頁の文章が大前提ではないと思う。事業者は正確に書いて同意を得るということをしなければならない。これからいくと水俣エコタウンのその後の処分を事業者が全部やるというふうに誤解されてもいけないので、そのことは明確に書いていかなければならない。結局、水俣の中に最終処分場をもってくるということを正当化するために、こういう図になっているのだが、現実、水俣がそんなに活性化しているとは思えない。最終処分場は水俣市だけのものであるわけではない。そこは、事業者もきちんと書かなければならない。

委員

これを留意事項とするのか、意見とするのか、他に意見あるか。

委員

保留ではなく、しっかり書いておいた方がよいと思う。他の県からも入ってくるということもしっかり記載しておいてもらわなければならない。これが最終処分場全体の考え方の基本になると思うので。

委員

事業主はコンサルを使っているので、マテリアルバランスは出せるはずだ。管理型処分場が何年だという計画を立てているということは、1年でどれだけの廃棄物が入ってくるか、全て予測しての計画のはずだ。そうすると水俣市のエコタウンからどれだけのものが入ってくるということも、近隣地域からどうやって集めるかということも、明確にできたはずだ。

委員

同じような理由で、意見として取り上げておいた方がよいと思う。

委員

そもそも、水俣エコタウン計画に関して事業者と水俣市との話し合いはあってしかるべきだと思うが、それはなされていないようなので、意見として取り上げるべきだと思う。

委員

それでは、内容について細かいところは次回検討することにして、意見として取り上げるということでよいか。

- 委員 「不適切な表現が多い」という文言をぜひ入れて欲しい。例を挙げる。希少野生生物検討委員会の委員から意見を聴いたという文章がいくつもある。ところが、検討委員のどなたもそのようなことを言ったことがないということだ。これは不適切な表現だと思う。
- 委員 今のは、3番目の項目か、4番目の項目か。
- 委員 入れるなら4番目ではないか。
- 事務局 どこに入れるかは、後ほど、調整させてもらいたい。
- 委員 2項目目の「具体性を欠く」という部分については、いかがか。「具体性を欠く」とか「根拠を示すべき」ということについては意見として書いていくということによいか。
- 委員 「具体性」では軽いのではないか。もう少し突っ込める形はないか。
- 委員 住民意見に対する事業者見解をみても、事業者側は、例えば調査は適当だという記述がたくさん出てくる。そういうことを考えると、なぜそこを選んだのか、また、それで十分な予測ができるのか、根拠を示さなければいけないと思う。そういう意味では具体的に根拠を示していくという形が随所で必要な気がする。それを入れておくことは大事だ。
- 委員 同じ意見だが、意見の中に具体例を示すようにと入れるべきだ。基準と整合を取るときに、どういう指標であるのかということをはっきりさせなければならぬ。そういう点で、全般に不親切である。やはり意見の中に具体例を示すようにと入れて、事業者との間でずれ違いがないようにした方がよいと思う。
- 委員 騒音の測定についても、準備書に書いてある位置と自分がここがよいと思う位置が違う。なぜここで測ったのかと疑問に思う。だから調査地点の選定理由についても詳しく書かないと誤解を招く。そういう意味で、具体的な話を書いておくようにした方がよい。
- 委員 それでは、具体的に根拠や理由を挙げて、調査・予測が十分だということを説明するよう求めることとしたい。よろしいか。

- 各委員 (意見なし)
- 委員 では2頁にいきたい。排水処理フローや浸出水の点についてはいかがか。
- 委員 これについても、結局、具体性は何もない。処理施設だけが載っていて、各工程でどうなるのかというのがないから理解できない。これまでの処分場の方法書の際には原水水質が想定されていた。各工程で、ある程度予測しなければいけないと思う。
- 委員 それでは、原水水質を想定して、各段階でどの程度処理されて、放流しても大丈夫だという根拠になる数値を示して欲しいということで、処理工程に数値を含めて記載するということにしたい。
- 委員 では、貯留堰堤についてはいかがか。耐震性についての記述もあるが。
- 委員 意見の骨子の表現でよいと思う。
- 委員 朝日新聞の記事だったと思うが、市民会議の勉強会の中で、先生が、この辺は火山活動があった場所で処分場としては向いていないと報告したという記事があったのを記憶している。やはりそういう意見が出ているのであれば、それに対して事業者がどう考えているのか回答してもらおうという機会があってもよいと思うがいかがか。
- 委員 わたしがこういう表現でよいといったのは、あくまでも堰堤の検討での話として、耐震性を考慮したものであるべきだと言ったのだが、今、委員が言われたのは、ここの立地としてどうかという話で、もう少し問題が大きいと思う。地質や断層で、その問題は出てくるので、そちらで考慮していかなければならないと思う。
- 事務局 今あったように、地質に関しては、後で、地下水の項目で詳しく出てくるので、そちらで説明させていただく。
- 委員 わかりました。それでは、貯留堰堤の部分は、耐震性を考慮した検討を行って欲しいということにしたい。次に、法面の緑化についてはいかがか。
- 委員 法面緑化については簡単な記載だけで終わっているの、意見骨

子のように、地元の植物の種子を使うなりの工夫はしてもらいたい。雨水による浸食なども大きいと思うので、その辺ももう少し具体的な記載があってもよいと思う。法面の吹きつけに際しては、周辺環境を確認したうえで実施するとあるだけなので、確認したら後はどうでもできるという文章になるので、もう少し具体的に、周辺環境を確認したら、それに合うような緑化をするなりの表現がよいのではないか。

委員 特にあの地域は災害が起きやすいところだ。数年前にも大きな災害が起きた。そうすると、この構造物だけでなく、その構造物を支えている周辺部が一番問題だ。斜面が崩落する可能性が高い。やはり法面の問題と同様に、法面以上に法面を支えている周辺の土地、崖錐堆積物がたくさんあるところに対する対策をここに書いておかないといけない。

委員 貯留堰堤を盛土で作る場合、いろいろな泥が入ってくると思う。その泥の特性によって、植栽した場合の植物の生育が全く違ってくるので、そういった意味でも、法面の表面に使う土壌は、植物の生育に適したものを利用することが重要だと思う。それから、土壌は自然の状態でも長年の間、安定した状態だと強度はかなり強いが、盛り土で、土壌の構造を破壊してしまうと、かなり強度が柔らかいと思う。その辺を、盛り土にした場合の耐震性について、ある程度の目安を持って把握していないと、崩壊したりする危険性があると思う。意見の骨子についてはこれで十分だと思う。

委員 次の留意事項については、いかがか。

委員 漏水検査装置だが、機械というものは壊れるというのが前提にある。漏水検査装置が処分場を閉め切った後も働くという保障はない。この漏水検査装置の安全性についても記述をしておかないと不安だ。

委員 こういう装置は耐用年数があると思うが、処分場の耐用年数というものはないのか。そういうものが明確であれば記載しておくべきということになる。

廃対課 装置の耐用年数についてはメーカーによって異なると思う。

委員 今回、いろいろなことを言い過ぎると、設備そのものが作れなくなると思うが、耐用年数について、出してもよいのではないかと思

う。

事務局

3 頁の一番上の骨子で、「遮水シートなどの施設について、長期的な安全性が確保されることを示す説明が必要である」としている  
ので、ここに付け加えたらどうか。

委員

では、そうしたい。2 頁については、それでよいか。

各委員

(意見なし)

委員

では、次に3 頁、遮水シート、搬入ルートの問題が出ているが、  
これについては、いかがか。

委員

遮水シートだが、これがもし破れると、修復するのもなかなか難  
しい面があるし、この辺は過去に地震がある場所で、しかも活断層  
だったと思うが。

委員

まだ、活断層だと確認されてはいない。

委員

地質面からみて、不適當な場所だということを言った方がよい。  
小さいことを言っても補正していけば、全体として認めてしまう形  
になる。その点、大きな観点から、この地点は、地質面から不適當  
だということが言えないか。

委員

原発も安全だといって作った。ところがあんなった。福岡の玄海  
沖地震を調べてみたが、活断層との距離は水俣の方が近い。やはり  
ここは、地震の面から考えてみても、この前の災害の問題からして  
も、ここは変えた方がよいといった方がよいのではないか。

委員

技術的にこういう形でクリアするという考え方を全く受け入れ  
ないということであれば、そもそも地盤が悪いからやめなさいとい  
うことが言えると思う。しかし、クリアしますと言っていることに  
対してクリアしていませんよということは言えても、それから先の  
ことについては、自分の認識としては、制度上そこまで言えないの  
ではないかと思っている。地盤が悪いとか、調査が不十分というの  
はいくらでも言えるわけだが、もうやめなさいというのを、この審  
査会で言えるのかということについては、私自身もわからない。

委員

色々な条件をクリアしても、危険性があるということは言えるの  
ではないか。

- 委員 搬入ルートについては、いかがか。
- 委員 踏切部分の幅員はいくらか。
- 事務局 準備書には記載がなかったが、水俣市長意見書には記載があり、狭いところで4.2m、広いところで5.7mとなっている。
- 委員 方法書の時に、国道3号から入ってくるルートができるという説明で、将来的には、それを使っていくということではなかったかと思うがどうだったか。
- 事務局 準備書にも予備ルートの記載があり、1回目の審査会でも事業者から説明があったとおり、今のところ通れない。1本はできていない。もう1本は大型車が通行できない。要するにどちらもダメな状況だ。将来的に、いつ頃できるかについても明確には答えがなかった。  
整理させてもらうが、ここは予備ルートが使用できないことについての意見を述べている。平通りについては、メインとなるルートなので、騒音・振動の部分で検討していただく。
- 委員 わかりました。
- 委員 搬入ルートについて、水俣市長意見では、写真付きで出されている。市長意見も、この資料に載せておくべきではなかったのか。
- 事務局 確かに、ここに市長意見を入れ込んでおくべきだった。我々の整理の仕方が悪かったが、同趣旨の意見だ。我々も予備ルートが使えないという認識だ。そのうえで、準備書を書き直すこととしている。
- 委員 チップ材についてはいかがか。チップ材をチップ化するときの大きさは問題にならないのか。
- 委員 大きさは、かなり影響があるのではないか。やはり小さすぎると、風で飛んだり雨で流されたりするだろうし、大きすぎた場合には、その植生に影響するかもしれないし、十分なチェックが必要だと思う。
- 委員 確認したいが、安定型をやめた理由は、希少生物がいたからなのか、環境低減・回避のためなのか、どちらなのか。

事務局 準備書の「はじめに」の中で安定型をやめた理由が述べられている。これによると、「地元自治体の要望と環境影響評価における調査・予測結果を考慮し、環境影響をより一層低減するため、安定型最終処分場計画を中止し」とある。それ以外にも、希少な種がいたので安定型を中止したという表現はある。事業者としては、安定型を中止したことは、希少種がいる場所を処分場にしない「回避」措置だという言い方をしている。

委員 希少生物がいたから回避するという説明なら分かり易いが、「環境影響を低減」となると、「負荷」という言葉を思い浮かべてしまう。それであれば、安定型の方が安全だと言われたらそうになってしまふし、そういつてしまふと、管理型はやめてくださいと言った方が正確な表現になる。希少生物を回避するためということで通すのであれば、それはそれで分かる。

事務局 必要であれば、事業者を呼ぶことにしたらどうか。

委員 では、事業者を呼んで欲しい。事業者が来られるまでに、4頁の問題について検討を行いたい。廃止基準に達するまでの維持管理体制について、どういう形でやっていくかということを確認しておくという意見でよいか。

委員 どういう形でモニタリングしていくのか。

委員 モニタリングのやり方については、法律で定めてあるのか。

廃対課 廃棄物処理法に定めてある。

委員 それは浸出水の成分分析が主体ではないか。地盤沈下などについてはどうか。

事務局 地盤沈下の問題については、地質のところに出てくる。

委員 「環境影響評価における調査・予測結果」というのは、どういうことをいっているのか確認したい。

事業者 まず、自然環境系でいうと動植物関係の希少種等が多く生息する空間が確認されたという点が挙げられる。それと、工事の影響を低減すると、土木工事そのものの量を減らすということを目的とし

て、安定型を中止して、環境保全を図るべきだということで、安定型を中止するという結論に至った。

委員 今、聞いたことでは、動植物の場合、希少種がいたからということだが、例えば、ヒゴキムラグモなどは管理型にもいる。

事業者 管理型の方でも、多少確認されているエリアはあるが、安定型部分が非常に多く見られたというのが一つ。そこを残すことによって、まず保全する。次に、改変部分で保全ができない部分は、移住等の保全措置を取るという方針だ。

委員 保全できない部分というと。

事業者 生息空間が土地の改変エリアに入っていて、その生息場所を土木工事で改変してしまう場合に、そこに生息する種を可能な範囲で安全な場所に移植するというのを考えている。

委員 移植する場所は、種がいない場所か、いる場所か。

事業者 その点については、専門家の意見を聞きながら、敷地内の類似の環境であるとか、問題がない場所をご指導いただきながら、移植したいと考えている。

委員 本来、自然の状態にいないところに移植しても、どうしようもない。いるところに移植しても、密度が自然の状態で、今これだけの数になっているわけだから、それを増やしてもまた減るだけ。移植というのは問題が多い。

事業者 ヒゴキムラグモ等については、移植の事例もあるので、前例にも習いつつ、専門家の指導も仰ぎながら、なるべく保全ができるよう検討しながら実施したい。

委員 塩屋漁港整備事業の時に海の希少種を戸馳島に移したが、全滅している。その時も、専門家と話して実施したということだった。結局、安定型処分場を中止した理由は、これ以外にもあるのではないか。というのは、安定型は全国でいろいろな問題を起こしていたので、そういうことを配慮してやめたのではないか。ただ、そうはいえないので、いろいろな理由を付けてされているように思うがいかがか。

事業者 調査の結果から、希少種がいることが分かったので、保全の検討を行った。また、確かに事業地は半分程度になってしまうが、土木工事等を抑制することによって、事業者として、いろいろな影響を低減することができるということで、最終的に、事業者として、環境保全上の措置を最大限にやるべきだということになった。

委員 それでは、希少種が出たら回避するのか。

事業者 可能な限り回避する方向で考えて、それでも回避し得ないものは、次の保全措置がどのようなことができるかということを検討していきながら、なるべく影響が少ない方法を選択していきたいと考えている。

委員 結局、生息範囲は狭くなっている。管理型の生息場所はなくなってしまうということは間違いないわけだから。

事業者 管理型部分にかかっているというのは、ヒゴキムラグモでいうと、わずかだと考えている。

委員 ヒゴキムラグモは安定型・管理型以外の周りの部分にもいると思うが、そう考えると、安定型だけ、そういう理由で回避するというのは理解できない。別の要素があるような気がする。

事業者 安定型と管理型を比較した場合、管理型の方が比較的、希少種の生息が少ないということで、事業者としては管理型は実施していきたいということだ。

委員 海の場合、絶滅危惧種が出た場合、絶対回避というのが県のマニュアルに書いてあった。

事業者 陸上の開発の場合には、いろいろな条件があるので、希少種が出ても、どうしてもその場所しかないということはある。その中で、事業者がどこまで配慮できるかということなのだと思う。

委員 結局、事業者の配慮のさじ加減でこうなったということか。

事業者 どこまで事業として抑制できるかということを検討した結果だ。

委員 管理型と安定型があって、安定型の方は場所が悪いからやめられたのだが、管理型をやめて安定型にするという考えはなかったの

か。

事業者　　そういう考えはなかった。報告を受けたときに、そのクモだけでなく、管理型の方に相当希少種が生息していたので、トータルでそちらを保全することの方が環境上有効だと考えて決断したものだ。

委員　　調査結果を定性的な表現ではなく定量的な表現にしたらどうか。

事業者　　定量的に示すのは困難だと思う。

委員　　希少種に関しては、数が多い少ないではなく、その場所にいるか、いないかが大きな問題だ。今の話を聞いていると、こちらの方は、数が多いから配慮したと聞こえるが、基本的な考え方はそうではない。その場所にいたら回避するというのが希少種の場合基本となる。

事業者　　それをどのように回避できるか、回避できない場合、低減できるかという順番で検討を進めてきている。当然全てを保全できれば一番よいと思うが、開発をする以上、どうしても改変が発生してしまうので、その中でどこまでのことができるかということだと思う。

委員　　県の場合、陸上で絶滅危惧種がいた場合、全面回避ということは決めていないのか。県の方針として。海の場合、絶滅危惧種がいた場合、全面回避と書いてあるが。

事務局　　それは、事業課が自分のところの評価基準としてつくっているものであって、自然保護課などと協議・検討して、そういう方針を決めているわけではないと思う。

#### 【騒音・振動】

委員　　それでは、時間の都合で6頁の騒音・振動に行きたいと思う。これについて、いかがか。

委員　　最初の部分は、正確に表記をしてくださいということだ。それから、319頁から326頁にかけては、予測しているものと参照しているものが違うと思う。ここは、L5で参照すべき騒音の基準値となっているが、予測しているのはエネルギー平均値となっている。基準値の方はL5だから、もともと高いわけで、エネルギー平均値を予測すると低いレベルで予測することになってしまう。やはり正確

にやっていただきたい。それと7頁の一番上だが、あるところは環境基準を参照し、あるところは、騒音規制法を参照するということが一貫性がない。本来、環境アセスメントを行う場合には、環境基準を参照して事業計画を立てるべきだと思う。その際に、埋立物の運搬車両による騒音の影響というのは、一種の道路交通騒音なので、環境基準にちゃんと明記してある。それで、No.1の地点の環境基準値は、昼間で55dBとなっている。そちらの方で予測したレベルは、61.7dBなので、環境基準を大きくオーバーしている。したがって、そういう意見を述べさせてもらったが、事業者の見解をみると、どうも私の方の質問の意図が伝わっていないようなので、少し具体的に数値を書かせてもらった。環境基準はぎりぎりのところまでしていいですよというわけではないので、ここで少し意見を訂正させてもらいたい、「7dB減少させるように」とあるのを、「7dB以上減少させるように」としてほしい。右側の骨子の方も同様に書くべきだと思う。

それから、振動の方だが、環境基準がないので、振動規制法に基づいてというのは致し方がないと思う。ただ、振動は10%値を適用しているが、事業計画どおり55台のダンプが昼間の時間に通るとして10%値には全くかからない。したがって、予測結果は正しいと思うが、もともと振動の影響を表していないと思う。振動そのものは騒音と違い、最大値に反応するということは学術的に明らかとなっている。振動規制法にないからということではなく、学術的な成果も反映して、ピークを予測するようにして影響を評価すべきではないかという意見だ。例えば、騒音は減らそうとすれば、パワーレベルの小さい車を使うか、作業数を減らさなければならない。同様の車両を使っている場合には、いくら車両数を減らしても、ピークは同じとなる。そうすると、振動の影響はあまり変わらないということになる。最大値がどのくらいかということをチェックすべきだと思う。

委員 他の委員、意見あるか。

委員 交通量の問題だが、調査ポイントのNo.2で、平通りからと、もう一つの予備ルートからの交通量を把握しているが、水俣市長の意見では、平通りの方が交通量が多いという意見が出ている。私が以前に尋ねたときの事業者見解では、平通りを通る車両に対しても確認できているとのことだった。その辺、No.1のポイントよりも多かったのか、少なかったのか。もし平通りの方が多かったのなら、なぜそこを評価基準にしないのか。その辺に疑問を感じている。

委員 今の意見について、台数を確認されているか分かるか。

事業者 平通りそのものの台数を測っているわけではなくて、No.2 で測定することにより、平通りの方から出てくる車両等もカウントできているのではないかと考えているようだ。

委員 台数も確認できていると事業者見解に書いてある。

事業者 表現が正しくなかった。要するに、平通りの方をカウントしているという話ではないと思う。

委員 そうであれば、やはり、この意見骨子のとおり、平通りでの交通量を調査する必要がある。かなりの交通量の差があるわけだから、一番多いところで環境影響評価をしてもらわないと、内容が違ってくるのではないか。私が調査に行ったときも、あの通りで110台もの大型ダンプが通行すれば、あの辺は住宅が密集しているので、近くの住民の方にはかなり大きな影響が出るだろうと思うのだが、事業者の見解は、県道だから通れるというようなものであったので、やはり多いところをベースにして、影響評価していただきたいと思う。

委員 319 頁のチップ製造機も騒音源として追加するということがよいか。

委員 チップ製造機の騒音というのはものすごい。それもずっと長い期間やっていくことになる。今回、この広大な森林を伐採すれば、かなりの期間、大きな音がすることになるので、やはり騒音源として取り上げるべきだ。そういうものをなぜ外したのかということについては疑問を感じている。

委員 いまのチップ製造機のことだが、当然、鳥類にも影響を与えるので、その辺も併せて検討をお願いしたい。

委員 チップの大きさはどのくらいか。

事業者 4 ~ 5 cmだ。

委員 チップの大きさは段階的に変化させることができるのか。4 ~ 5 cmが一番よいというデータか何かあるのか。

事業者 実際に4～5cmでチップをずっと作ってきているところがある。それが有効かと考えている。経験値だ。

委員 それは地質とか植生についての影響まで考慮されたものなのか。

事業者 それについては、前回の審査会での指摘も踏まえて、今、検討を進めていて、大きさについても、実績的に4～5cmと考えているが、樹木医など専門家の方々にも相談しながら内容を明確にしていきたい。

委員 騒音・振動については、これでよいか。

委員 管理型に埋め立てられるものがリスト化されているが、15年とかで計画されているのであれば、焼却灰が多いという話もあったが、どういうものがどれだけ入ってくるか予測して、計画を立てていると思うので、その辺をある程度記載してもらいたい。資料1の3頁の28で、予測される埋立地からの発生ガスの種類はどのようなものかとか、管理型に埋め立てられるものによって、どのようなものが出てくるか、ある程度予測できる。どれだけの量に対して、どういうふうな状態にしていくか、この辺の質問をクリアーするために、書いてもらいたいと思う。埋立地とか処分場からメタンガスが出るのではないかといろいろなことが言われているので、その辺を明記した方がよいと思う。

委員 以上でよろしいか。

各委員 (意見なし)

委員 それでは、これで午前中の審議を終了する。

委員 時間となったので、午後の審議を始める。

委員 午前中の件で確認したい。3頁の1番上に遮水工という言葉があるが、これにはコンクリート工等全て含んでいるという理解でよいか。そうだとすれば、自分の意見は、留意事項というよりも、上の意見の骨子の中に吸い上げられているという理解でよいか。

事務局 委員の意見に対する事業者見解を見ると、「5cmのコンクリートは遮水のためではなく、法面がくずれないように押さえることが目的である。よって、将来、コンクリートがひび割れても、遮水に影響

響するわけではない。」とのことだった。ただ、別の目的を持っているのに、準備書の中では、その説明がされていないので、留意事項としてあげておけば、次の評価書に書かれるのではないかと思う。

委員                    そういうことで、留意事項に挙げておくということによいか。

委員                    はい。

### 【水象・水質】

委員                    では、水環境にいきたいと思う。水象に関してはいかがか。

委員                    意見の中に「調整池」と「調節池」という言葉が混在しているが、どちらが正しいのか。

事務局                後ほど確認して、正しい表現に統一する。

委員                    では、水質についてはいかがか。

委員                    意見は、「影響はほとんど発生しないものと考えられる」ではなくて、数値的に予測できる範囲で予測するということである。

委員                    それでは、留意事項についてはいかがか。

委員                    結構だ。

### 【地下水】

委員                    意見に「断面図は簡明に過ぎる」とあるが、「簡略に過ぎる」と書くべきだと思う。それと、再度、地質調査を行うことについて、どう判断するかだが、基本的に、水のことすら分かっていない。ボーリングの柱状図で出てきた地質の部分、縦方向だけは分かっているが、横方向についてはほとんど分かっていない。ましてや、意見にも書いているとおり、普通は、溶岩や火砕流、凝灰岩などは、連続性に乏しい。特に溶岩は局所的に、当時の地形の低いところを流れるわけなので、すぐ数メートル隣で厚い溶岩があっても、すぐ横にはないということもしばしばである。こういう砂岩地域の調査は、実際、われわれがやるときも非常に難しい。とにかく地質の把

握そのものが十分なされていないと思って、これまで意見を述べてきたが、何が不足しているかということと言えといわれると、なかなか言いにくいところがある。例えば、水を明らかにするには、どの程度のことをするかは、検討してみないといけない。よって、今すぐここで根拠を(パラパラと)言いなさいというのは若干無理があると思っている。

それと、水俣市長意見があるが、ここに書かれていることは、結構、そのことを示していると思う。全体としてみた場合、そういう部分が非常に多い。したがって、そういうところを、もう一度検討して、どういう文言を拾い上げて根拠にするか、決めなければならない。

委員 水俣市長意見に対する事業者見解をみると、「環境影響評価のため、これ以上のボーリング調査の必要性があるとは考えておりません。」とある。このところは、水俣市長意見も吸い上げて、具体的に書いておかないといけない。ぜひ、文章の練り直しをお願いしたい。

委員 その辺は、違う見解ももらっている。「地下水の状態をきちんと把握しなさい」と指摘した部分に対しては、「台地の地下水の形状及び地質については、宙水及び地下水の別も含め、評価書において図を作成し説明します」という表現で答えている。これが何箇所も出てくる。こういうふうな答え方であって、片方では十分ですと書いてある。これをどういうふうに扱うのか。私も具体的に細かく書きなさいと言われれば、それはできないわけではなかったが、実際に、あまりにも膨大なので、不十分だということを指摘して、一括りにしておかなければきりが無い。私も地質の専門家としては、いろいろと考えることはあるので、少し検討した方がよいのではないかと思う。ここですぐというのは、なかなか難しいと思う。

地下水のことを考えるのに、地下水の等高線図すら作られていない。それで、何を判断しろかというのが率直な感想だ。やはり、そこまではやらなければ、湧水との関係も明瞭に否定したり肯定したりすることはできない。したがって、台地上の水の実体は、ほとんど捉えられていないと判断すべきだと思う。

委員 今の意見については、委員と事務局とわたしで、文章的に考えさせて欲しい。

委員 市長意見で指摘されていることは、基本的には間違った視点ではないと思うので、その中からの的確に表現していくという形で考えさ

せていただきたい。

委員 12 頁で事業者が考えている「沢水」の定義がよく分からないので、定義をはっきりしていただきたい。

委員 「沢水」という言葉は非常に曖昧だ。例えば現地を見ていても、やはり沢水を上に辿っていくと、いずれは崖錐堆積物の下に潜って行って、崖錐堆積物の上には安山岩溶岩という形になっているので、それを湧水ではないという根拠としては説得力がない。むしろ、目視で沢を見てというやり方ではなくて、もう少し科学的なやり方で、あるいは、長期的に、時間をかけて湧水量の関係をみるとかしないと、関係がないという話にはなかなかならない。

意見は「湧水の関係を科学的手法によって明らかにすること」とはっきり書いた方がよいのではないか。

委員 それでは、13 頁については、いかがか。

委員 このリニアメントをどの程度読むかということについては、非常に個人差があると思うが、より安全サイドでというか、リニアメントの疑いがあれば抽出していくというのが原則だと思う。簡単にいうと、例えば、425 頁の地形図の上にリニアメントが引いてある。地形図を見ただけでも、もっとリニアメントはあるのではないかと疑われる。特に事業予定地の北西端に谷がある。変に北西側に曲がっている。その曲がるところが、そっちに谷が曲がっていて、その反対側、南東側には谷がある。そういうものというのは、これまでのわれわれの経験では、当然、リニアメントとして挙げておいて、それが何によるのか、例えば、岩石の硬さにコントロールされているのか、それとも断層があるのかないのか、しかも断層があった場合に、それが新しい時代のどこまでを切っているかを調べなければいけない。そういうことを考えると、疑いを持ってみると、まだまだ、これ以上に、あり得ると地形図を見ただけでも思う。

委員 活断層ではないという根拠がないということについてはどうか。428 頁には図が出ているが。

委員 これをもって、活断層だということはできない。住民意見に対する事業者見解を見ると、「崖錐堆積物を切断していないので、活断層ではないというふうに判断しました」と答えてあるが、もしそうだとすれば、ここに断層はあるが、切っていないということをやはり表さないといけない。空中写真を見ていて、地形的なズレが認め

られないということと、切っていないということは同義ではないので、縮尺の関係、植生の関係でどうしても読み取れないということで、もし否定するのであれば、そうではないことをきちんと説明しなくてはならない。

委員 今の活断層の問題とリニアメントの問題だが、事業者の見解では、リニアメントと認められるかどうかについて「判読者の判断や主観に左右されます」としている。そうであれば、専門家に見てもらって、証明書付けて持ってきたさいと書いてもらった方が、われわれも信頼するし、すっきりする。

委員 今の提案についてはいかがか。

委員 今のことに関係して、事業者見解の中に、こういう表現もある。例えば、「安山岩溶岩は最も新しい溶岩で、120 万年前に噴出されたもので、第四紀ではありますが、活断層とする年代よりも遥かに古い溶岩なので活断層ではない」と書いてある。第四紀の層を切っているということは、それだけでもって、活断層の疑いがある。その後、今後、繰り返し活動する恐れがあるかないかという判断をもう一つ足す必要がある。これはもうこれで終わり、これ以上、動かないという話をしない限り、なかなか否定することは難しい。

委員 断層粘土についてはいかがか。

委員 水というのは、断層粘土層があると下には入らないというのは、考えられないので、どこかに亀裂があったり欠落している部分があれば、すぐ下に行く。したがって、このことは明らかに、今掌握しているところでも、水が上下に動いている可能性があるということを示していると思う。そう考えると、水の動きの捉え方としてはまだ不十分である。

委員 次、14 頁についてはいかがか。

委員 午前中に出てきた、いわゆる崖錐堆積物が崩落する可能性というのに触れるなら、ここなのかなと思う。崖錐性堆積物の崩落ということに関して、残土置場というのがあるが、例えば、40 頁の平面図を見ると、事業の行われる処分場の場所は、一部はみ出していて、かろうじて南側の急崖より北の部分に収まっているが、残土置場というのは、南東側斜面の延長上にある。ここに残土をおいた場合、この残土は廃棄物の被覆をしたり、堰堤を突き上げるときの材

料として使われるのだろうが、当然、残るのではないかと思う。そうすると、ここは掘削をするわけではなくて、樹木を伐採した後、そのまま残土を積み上げていくということになると、この下には斜面に沿って、表層の風化部分というものも当然予想される。そういうことを考えると、こういった部分というのは、一時的な積み上げであっても崩落する可能性というのはいり得るのかなと。もし、そういうことに懸念がないということであれば、何らかの形でそういうことは起こりませんということの説明するなり、何か検討しておかないと問題ではないかと思う。

委員 具体的に防災計画を記載すべきということですね。

委員 それでは、不同沈下についてはいかがか。こういう部分の意見も入れていけば、ボーリングを追加してくださいということになると思うが、いかがか。

各委員 (意見なし)

委員 では、15頁、湯の鶴温泉への影響についてはいかがか。

委員 準備書の466頁に絵が描いてあるが、これをもって関係がある、なしをいえるような図ではないのではないか。この付近の水の動きは全く分かっていないわけだから。そういう意味で、ここに書いてある湯の鶴温泉への影響ということについて、もう少し客観的なデータが必要だ。

委員 この図が書けるような地質断面図はあるか。

委員 多分、準備書の中では、なかったように思う。しかし、地質屋としての感覚でいえば、こういう図は、現地を踏査したり、断層が従来からここに知られているということが分かれば、書けないわけではない。

委員 それでは、水環境について付け加えることはないか。

委員 リニアメントの話のところと関係があるが、ここは北西側に日奈久断層が通っていて、南西側には出水断層がある。それで、その辺に関する事は、先ほどの防災の所かどこかに、過去のデータと周辺データを付けて、それに対してこういうふうなことを考慮してあるという話にしないと、そういうものがあるのに、どうしてそうい

うものに触れていないのかという話になると思うので、その辺は新たにどこかに入れてもらえればと思う。

委員 14 頁の防災計画の中に入れるということでよいか。

委員 同じように懸念しているのは、福岡県の地震だ。福岡の場合の震源からの距離よりも、この場合の出水断層からの距離の方が近い。それに対する安全対策をどうするのかという意見を書いておかないと、先々、不安が残る。

委員 日奈久断層に関しては、政府の地震対策の研究会みたいなものがある、そこが出しているシミュレーションがあるので、そういうものを使えると思う。ただ、福岡の場合を直接、引用してくるのは難しいと思う。というのは、福岡の場合、警固断層の北西延長の海の中が震源となっている。福岡は、その断層の延長線上にある。したがって、断層の延長線もしくは直上というのは、ずっと離れていても被害が大きくなるというのは、経験的に明らかだ。この場合は、延長には当たらないようなところがあるので、その辺は、理解するにしても、慎重に、例えば、こういうふうになっていて、周辺にはどんな震動分布をしましたかということでない、直接は引いてこれないかもしれない。

委員 もし、地震が発生した場合の検討ですね。自然災害に対する具体的な防災計画の中でも、そういうことも検討してもらおうということを入れておきたいと思う。

#### 【大気環境】

委員 それでは、4 頁の大気質についてはいかがか。

委員 施工の方が埋立より重機の台数が多いはずだが、なぜ施工時に予測しないのか理解できないので、予測をしてくれということだ。

委員 意見の骨子のとおりでよいか。

委員 はい。

委員 では、風向・風速の問題については、いかがか。水俣市長からは「1 年間を通した調査を」という意見が出ているがどうか。

- 委員 季節によって違うので、ある程度の期間は考慮してやるべきだと思う。
- 委員 地点の選び方に関して、事業者見解があるが、それでは「10m以上の塔または支柱を立てて測ると決められているが、周りが10m以上の植林地であるためにそういうふうにはなかなかできない」というようなことが書いてあるが、それはむしろ逆で、本当のことを知るためには、それより高い塔を建てなければならないと思う。それでは、説得力がないと思う。
- 委員 自動観測装置を使って電波を飛ばせばよい。むしろ、その方が実態を把握し、住民の健康と生活を守るためにはよいのではないか。年間を通じてやればいいだけだ。その方がアセスの趣旨に合う。年間を通じて調査すべきと意見に書くべきだと思う。
- 委員 この広さでは何地点とか、決まりがあるのか。
- 委員 どういう状態のところであるか、地形とかが非常に複雑で、場所によって全く条件が違ってくるといようなところでは、そこそこでやらなければいけないということになるし、真っ平らなところであれば、ここ1点取れば、他の所はそれほど変わらないといようなことになる。今回のような場合だと、どのくらい必要かということについては、今ここでは分からないが、それがその地域を代表する気象をあらわす点であるのかどうかということについては、非常に疑わしいところがある。
- 委員 では次、5頁についてはいかがか。
- 委員 運搬車両から降ろすときはどうやるのか。
- 廃対課 ものによって違うと思う。
- 委員 特に、粒子が小さい場合には舞い上がる可能性がある。心配だ。当然、そこで働く人たちの健康問題も生じる。住民だけではない。やはり年間を通じて調査すべきだとなる。その辺、留意事項でもよいから書けないかなという気がしてしょうがない。それは、われわれが水俣病から学んだ知恵のはずだ。
- 委員 今の意見についてはいかがか。

委員

計画を見ると廃棄物の中には煤じん、燃えがらを含むと書いてあるので、煤じんを捨てるときにはそれなりに注意するという事なのかかもしれないが、やはり荷下ろしの時に、どれだけのものが出てくると予想されるかということも加えて欲しい。なぜ、一方では予測式を使って予測しておきながら、片方ではそれをしないのか、その理由が分からない。よって、廃棄物の埋立による影響についても、予測をしてもらいたい。

委員

では、悪臭についてはいかがか。

委員

これについては、予測ですらないということで、臭気拡散モデルも出てきているので、そういうものを使って、少なくとも予測を試みるべきである。特に悪臭というのは、廃棄物処理場周囲の方々は、毎日のように関わってくる事なので、そういうところはやってもらいたいと思う。

委員

それと、ガスが出る以上は、事後調査については調査をやって欲しいということですね。

#### 【動物・植物・生態系】

委員

それでは、15頁の動物からについてはいかがか。

委員

事業者見解では、調査をあまりやっていないところは、杉林で植生が同じだからという理由だったが、あそこは地形の変化に富んでいる。何がどうなっているか分からない。あれだけ、起伏に富んでいれば、何があるか分からない。生態系というのは、一義的に予測がつかないことが非常に多いという大前提がある。これは調査を行う人間の常識だ。何があるか分からないから調べておかなければならない。でなければ、全体が見えない。事業者の見解には非常に疑問を持った。事実を明らかにするという原則に反するのでこのように書かせてもらった。

それから、これは留意事項になるが、ネズミはトラップによってかかるネズミの大きさがずいぶん違う。どんな罠を仕掛けたのか。何を使ったのか分からないので、調査に疑問が生じる。例えば、ヘビなども夜行性のものがある。昼間に調べてもいるわけがない。夜行性の動物は何がいるか分からない。やはり環境を変えてしまうわけだから、そこは慎重でなければならない。

それから、調査が南側に偏っている点については、陸産貝類に関しても、植物に関しても、全部同じことなので、「いろいろな動植

物に関しては、植生が同じであるので調査をしないというのではなく、現地調査のときにも見られたように、かなり凹凸があり日当たりの良い林床とそうでない林床があり、湿度も異なり、平坦な地形ではないから、慎重な調査が必要である」というように、ひとまとめにしてもらってもよい。

その次だが、16頁のクマタカとサシバの件についてだが、サシバは、確かに調査をするときには、環境省の絶滅危惧類には入っていない。ところが、その後、サシバが入った。でも、その時、サシバが入っていなかったので、調査はやりませんというのではまずい。現在の現地の生態系がどうなっているかということ把握するのが調査の目的なので、調査をやらないというのでは、全体の生態系の解明につながらない。結論からいうと、水俣市で行っている調査と、鳥類に関してはあまりにも違いすぎる。クマタカの飛んでいる場所についても、アカショウビンについても、キュウシュウフクロウについても、全てここに書いてある種については、ちゃんと調査をしないと、環境上はいろいろな生物がいることが大事なので、やはり目撃情報などがある場合には、調査が必要ではないかと思う。

委員 他の委員はいかがか。

委員 水俣市長の意見と比べてみると随分隔たりがある。意図的とは思わないが、それだけ違いがあるということは、何か今の調査に不備があったということになるわけだから、やはり改めてもう一度、調査をし直して、評価をし直してもらいたいという気がする。今、委員からもあったように、調査区域が偏った、南側は多かった。多かったから今まで希少動植物が見えたのではないかと思う。それに対して北側が少ないというのは、改めて調査が必要だと思う。

委員 やはりクマタカとかサシバのことだが、そんなに違いがあるというのは、調査方法からして信用できない。よって、両方の調査の方法がこう違うというのが分かると思う。そうすると、今までのやり方が、やはり問題があるので、そういうことからして、他の面にも影響してくる。他の調査も本当にそうかなという疑問が生じる。

委員 調査方法なども明確に示せということですね。

委員 鳥類の調査に関しては、特に騒音との兼ね合いがある。あれだけすごい音がたてば鳥は逃げる。よって、やはりここは騒音と鳥類についての検討が付け加わると思う。

委員                   では次、17 頁はいかがか。

委員                   多分、事業者の方は、トンボや鳥は動けるから、あまり影響はないと解釈していると思う。それは問題があるのではないかと思う。ムカシヤンマについては計画地内で確認されている。しかし影響がないとしているので、もっと詳しく説明してもらいたいということで書いておいた。

それから、ヒゴキムラゲモ等の代償措置と事後調査を具体的にどのようにするのか説明してもらいたいということで書いた。

委員                   「移住」と「移殖」と言葉が両方あるが。

委員                   植物の場合は「移植」で、動物の場合は「移殖」を使うという流れがある。ただ、「移住」という言葉はあまり使わない。動物が自分で勝手に動くわけではなく、人間が動かすわけだから「移殖」だと思う。これは生物に対する基本的な認識の違いだと思う。

委員                   それでは、今「移住」となっているところは「移殖」ということで訂正していきたいと思う。

委員                   一つ付け加えるが「移殖」をしても、結局また昔の数に戻る。その時は数は確保されても、何年かたてば全く昔と数になる。ということはなくなってしまうということだ。したがって、「移殖」すれば安全だということにはならない。

委員                   わたしも委員のいう通りだと思う。だから私は、572 頁のところで、あえて「生物種の相互関係について、考えながら記載すべき」と書いた。私は、これは意見でもよいと思ったのだが。一定空間に生息する適正な密度があるわけだから、改変によって、最後は絶滅する。

もう一つ、18 頁の 575 頁の「その種別を( )内をつけて記載し」というのは、「VU」なのか「NT」なのか、レッドリストのランクを書いて欲しいという意味だ。それを書くとき全体をみたときに分かり易い。それをやっておかないと全体像が見えない。生き物というのはつながっているので、丁寧に書いておかないと全体が見えない。全体を見るためには、徹底した詳しい調査が必要だ。もう一つは改変前の関係と、改変後の生物の関係を入れておかないと調査の意味がない。

578 頁の注目種の選定のところだが、クマタカとハシブトガラ

ス、ハシボソガラス、この三者の関係があちこちで出てくる。ハシブトガラスは森林性で、ハシボソガラスは草原性だ。ところが、ハシブトガラスは、今、都会に進出してきている。ものすごく変化してきている。では、ここはどうなのかということが、やはり明らかにされておかないと、ハシブトガラスはクマタカに対してある程度攻撃行動を取るのも、そういうことが見えてこない。予測がつかない。予測がつかないからこそ、今、あそこで、クマタカとハシブトガラス、ハシボソガラスはどんな関係なのか、相互関係を明らかにしておく必要がある。このところは、やはり鳥類の調査をきちんとやっておく必要があるとつながってくる。水俣市長意見と調査とあまりにも違いすぎる。わたしは、あそこで、アカショウビンの声を聞いたことがあるし、クマタカが予定地上空を飛んでいるところも見たことがある。しかし、この準備書には載っていない。鳥学会が昨年熊本で開催され、その時に、このハシブトガラス、ハシボソガラスのことを聞いてみたが、ものすごくあちこちで変わってきている。カラスは環境に適應する力が強いのはご存じの通りだ。どうなるか分からないので、やはり詳しい調査が必要だ。

委員            それでは、現在、空欄になっている箇所には、どのような内容でまとめておくとよいか。

委員            16 頁の「鳥類の調査をきちんとやりなさい」という意見に含まれているので、それでよいと思う。もう一度いうと、クマタカ、サシバは単独でいるわけではない。ここで挙げられた種については、水俣市の調査とあまりにも違いすぎるので、きちんと生態系の構造あるいは動植物の実体を明らかにするためにも、調査が必要だ。その時は、お互いが納得するような、公平な立場での第三者委員会での調査が必要になってくるのではないかということだ。そうしないと、水掛け論となってしまい、いつまでも片付かない。どうしても、ここは再調査が必要だ。真実をきちんと明らかにする必要がある。

#### 【景観・人と自然との触れ合い活動の場】

委員            では、19 頁の景観についてはいかがか。

委員            現在の影響評価のやり方では、多分このような考え方は出てこない。ほとんど評価できない部分だと思う。であるので、こういう気持ちを持ってやってもらいたいというよりしか仕方がないと思う。どうということかということ、見えないから良いのかということだ。富士山の山頂に処分場をつくったらどうかということだ。以前、別の

委員からも、「熊本県の景観について」の中から、視覚を中心にした環境の眺めであるということをお願いいただいた。何とか調べてくれないかなと思う。それで、松合で処分場をつくる際には、生活道路からの眺めというものを組み込むということについて、なんとか事業者から返事をもらった。それをもっと進めるならば、大森地区みたいに、自分が暮らしている場所の真上に、そういう処分場ができるということについて、たたくまいというふうなことにするのか、そこに暮らしている方の意識というふうにするのか、そういったことまで考えられないかということで、こういう意見を述べさせてもらった。しかし、ここら辺は、現在の規定ではできないと思うので、留意事項か何かで、その気持ちだけでも伝えてもらえればと思う。

委員 地形は変化していくわけだが、どういう具合になるかはフォトモンタージュみたいなもので示すことになるということか。

委員 処分場は森林で囲まれて、周辺の住民の方々には、直接、目につきにくいのが、工事に伴う森林の伐採とか、埋立に伴う切土及び盛土とかが大幅に行われて、地形が変わるのは事実なので、そういった観点で、景観については写真に納めておく必要があると思う。

委員 写真5-11~5-17というのは、実は、いずれも下から見上げた写真だ。したがって、なかなかその状況が分かりにくいのではないかなと思う。それで、次の頁の「人と自然との触れ合いの活動の場」のところ、「登山途中における眺望を楽しむことも含むと捉え、新たな眺望地点を設定すること」と意見の骨子の中に入っているが、その場所でのフォトモンタージュみたいなものも付けてもらうとよいと思う。

委員 対象地域が見えるような高い地点からのフォトモンタージュですね。

委員 景観というのは、全ての環境の総和ではないかと。だから、この景観のモンタージュを書くときに、クマタカを描くか描かないかで、随分、景観も変わってくる。そこに住んでいる人が、その景色を見たときに、どういうふうに、この景観というものを感じられるのかという、その脳裏に浮かぶ景観を考えなければならない。これは、非常に難しい。したがって、事業者の方も大変だと思う。しかし、今後一番大きな問題となる。景観というのは、鳥だろうが、水だろうが、空気だろうが、地下水だろうが、地質だろうが、そうい

う環境要素を全てひっくるめたものだ。景観というものは難しいが、これから考えるときは、どうしても、いろいろな環境要素の総和が景観なのだという、ここは最も大事なところだ。写真一枚で済むような単純なものではないということをしっかりみんなで考えていかなければならないと思う。海にイルカがいると景観が変わるように、クマタカがいるだけで随分景観が変わる。

委員 その辺、留意事項みたいな形で追加しないか。

委員 入れてもらえるなら、お願いしたい。

委員 19頁の一番下も、留意事項としたらどうか。

委員 評価するのは難しいかもしれないが、留意事項として、審査会の気持ちを伝えることにしたい。

委員 委員から、チップを堆肥化するということについて、問題はないのかという話があった。その辺についてはいかがか。

委員 チップは39頁に出ているが、そこでは「樹木は、幹の部分は売却し、それ以外はチップ材として処理するために分別し、伐採した場所の近くへ仮置き、マルチ材として散布する」となっている。そもそも、堆肥が売れるかどうかについては、まず売れないと思う。いかにもできるようなことが書いてあるが、杉・檜を堆肥化するのは長い年月がかかり、難しいと思う。その間、どこにおいて、どのくらい寝かせて作るという計画も全くなくて、ただ、堆肥化して、環境対策費を捻出すると書いてある。堆肥に関して、本当はどういう計画になっているのか書いて欲しい。4頁で留意事項としてあげてもらおうようになっている。

委員 チップにシロアリが湧いて、住宅の柱や土台に被害を及ぼすような心配はないのか。

委員 調べてみたい。

委員 では、その問題については、次回検討することにした。

委員 「その他」の部分で、「『影響はほとんどない』と言えるような想定でない」と説得力が弱い」となっているが、もし、その文章を最後の部分「環境への影響は小さいものと考えられる」と言葉だけ書き

換えられるようであれば、留意事項として述べても、逆効果のような気がする。

委員　　そう書かないことには、事業が進まないわけだ。したがって、これをやるに当たっては、それしか書けないだろうと思う。工事の影響があるのであれば、事業はできないだろうから。

委員　　私としては、単に「環境への影響は小さい」という言い方だけでよいのかというのがあって、「影響はほとんどない」と言えるような前提で全体が作られるべきという意識で述べた。よく読んでもらうと、「『影響はほとんどない』と言えるような想定でない」とわざわざ書いているのは、そこだけを書き直せばいいということではないということだ。

委員　　これについては、次回もう少し検討するということにしたい。

委員　　前回の審査会のときに、鳥類については、日本野鳥の会熊本県支部あたりから意見を聴こうではないかということがあったかと思うが、いかがか。私はきちんとした専門家の意見をみんなで聴いた方がよいと思う。調査結果があまりにも違いすぎるので、両方見てもらって、意見を聴いた方がよいと思う。是非お願いしたい。

事務局　　前回の意見を踏まえ、鳥類だけで良いのか、あるいは、ほかにもそういった先生がいるのか、そういうことがあったので、今日の審議を踏まえてとっていたところだ。

委員　　それについては、いかがか。

委員　　特に鳥類の違いが目立った。

委員　　地震・地質関係はいかがか。

委員　　実際に、市長意見を指導されたのは　先生だと思うが、私たちとしては、指摘されている事柄は、専門的な知識に裏打ちされていると、私は判断しているので、そういう意味では、見解の相違というのは言えないというふうに思っている。そういう観点からいけば、調査が十分ではないということがきちんと指摘されておれば、無理に見解を聞かなくてもよいのではないかと思う。

委員　　そうすると鳥類の方も、多分誰かに習っているわけだろうから、

きちんと野鳥の会熊本県支部の中心人物に聴いてみないと。特に、クマタカというのは絶滅危惧種だから、サシバもそうだが。

委員

地震・地質関係については、市長意見を構成されているものはきちんとした専門家が見ていると考えられるので、指摘された事項を意見として述べることによって、再調査もやってもらえると思うので良いと思うが、鳥類の方については、できれば野鳥の会の熊本支部の方が、委員から推薦をもらって、意見を聴くということにしたい。

事務局

この場で専門家の意見を聴く方法と、委員と事務局で出かけていって専門家から意見を聴いて報告して、この場で議論するという方法がある。あらかじめ聴くとしても、両方の調査報告書を見てもらった上でということになるので、時間がかかるかと思う。その辺は委員と会長に相談させてもらうということではいかがか。

委員

昨年度、鳥学会を運営された運営委員の方がよいと思う。10人ほどいる。野鳥の会熊本県支部に連絡すれば、支部の方で紹介・推薦いただけると思う。

委員

事務局で調整させてもらうということではよいか。

委員

他に御意見はあるか。なければ、本日の審議はこれで終了したいと思う。また、事務局から公聴会で出された意見について、事務局でまとめたものを送られてくると思うので、それも考慮してもらって、今日の審議の内容を踏まえ、最終的な意見形成を行いたいと思うのでよろしく願います。

配付資料

会議次第

「IWD東亜熊本最終処分場事業」に関する環境影響評価手続等について

(資料1) 審査会委員等意見のとりまとめ及び意見の骨子の整理

(資料2) 関係課及び水俣市長意見のとりまとめ